

吹田市保育所等利用調整基準の改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和元年(2019年)6月3日(月)～令和元年(2019年)7月2日(火)

2 いただいた御意見 131件(91通)

3 提出意見と市の考え方 下表のとおり

提出意見		市の考え方
<b>(1) 父母の利用調整指数合算による指数判定【全8件】</b>		
1	ひとり親の場合は、基本指数の最高点を加点します。という1文があるが、一律に1人親家庭というだけで最高加点するのは実態に応じた利用調整になっていない。1人親家庭でも経済的にも育児面においても祖父母の協力がかなりあり、9時過ぎから14時の保育がほとんどで実態は保育要件が低い家庭もあれば、共働きでも長時間勤務にも関わらず頼れる親族もおらず、保育要件がかなり高い家庭もある。前年度の保育利用時間の実態をつかみ、より実態に応じた加点をしていく必要がある。	国の通知において、保育所等の入所に係る利用調整に当たっての優先利用の対象となる事項として、ひとり親家庭などの項目が示されています。 本市では、ひとり親世帯が、就労等により保育所等の利用申込みを行う場合については、同じ就労条件等で両親のいる世帯よりも高い点数を設定しております。それは、一般的には両親のいる世帯よりも児童の保育に協力を得られにくい環境であることから、児童福祉の観点から配慮しているものです。
2	父母両方の状況を合算することには賛成です。育児は父母で行うものなので、実態に即していると思います。	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では父母の状況を合算し、合計の指数に基づいて判定することとし、より時代に即したものにしました。
3	父母の合算は一見平等性が高まったように見えるが、働き方が多様化している中、一方(多くは父)が長時間労働をしているとは限らない。しかし、だからといって、その家庭の子どもが保育所に預ける必要性が低いわけではない。例えば近隣の摂津市では、世帯の中で最も指数の低い人の指数が採用となる。この方が保育の必要性をより公正・平等に評価できるものと思うがどうか。 (同一意見 他3件)	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では父母の状況を合算し、合計の指数に基づいて判定することが時代に即して、公正・公平に評価できるものと考えました。
4	働き手が父とは限らない為、時代と共に大きく変えていく必要がある。	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では父母の状況を合算し、合計の指数に基づいて判定することとし、より時代に即したものにしました。
5	近年の共働き世帯増加(仕事の形態含む)などの社会的情勢の変化に合わせるため、個々のライフスタイルに合わせたポイントの付与を改める。	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正しました。 利用調整基準については、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、本市としましても、より公平・公正な調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めていきたいと思っております。

(2) 指数の拡大及び細分化【全37件】

1	<p>認可外園利用に伴う加点に反対です。吹田市は、認可外を認可園に移行することをすすめてきたので、認可外はごく少なく、認可外も4月の段階で定員いっぱいになっている。ポイントをかせぐために、復帰せず認可外を利用する人も増えて、本当に必要な人が利用できなくなると考える。 (同一意見 他1件)</p>	<p>認可外保育施設等を利用している場合の加点については、利用にかかる負担等に配慮して設けているものです。また、条件として利用希望月前の半年以上の在籍を設定しているのは、期間が半年以上になると長期にわたる負担となるため、調整指数の取得目的のための申込みを防ぐことができると考えています。 認可保育施設で利用不可となって認可外保育施設等を利用している事実や、会社等の都合により育児休業を取得できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものです。特定の地域や年度途中等では、認可外保育施設の状況によっては、利用できない可能性もありますが、そのことをもって本項目を削除することは困難ですので御理解ください。</p>
2	<p>兄弟加点は据え置きいただくことを希望します。</p>	<p>現行の利用調整基準では、兄弟姉妹の利用については、保護者の方の送迎等の負担軽減に配慮し、同一保育所等への利用を円滑にするために当該保育施設等での利用調整において加点を行うこととしています。新基準では、更に加点の割合を増やし、同一保育所等だけでなく、市内の認可保育所等に在園している兄弟姉妹がいる際も加点の対象としています。</p>
3	<p>現行の利用調整基準では、「連携施設の設定がない、吹田市内の特定地域型保育事業の卒園児」に対する加点調整があるが、新基準でも継続されるか？継続されるならば、「ひとり親」に対する加点や「兄弟が同一の保育所等に利用ができると見込める場合」に対する加点など、他の保育を必要としている度合いが高い世帯に対する加点との整合性は十分検討してほしい。</p>	<p>待機児童解消の方策として、市内を3地域に区分し、各地域の実情に見合った待機児童対策を進めるため、平成27年度より「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、早期に保育の量的拡大・確保を進め、平成31年4月1日時点で、小規模保育施設等を42箇所整備しました。 子ども・子育て支援新制度では、当該事業を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、また、満3歳に達して卒園する児童に対して、引き続き必要な保育が提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保することを求めています。 しかし、現在までに市内の小規模保育施設等で連携施設が設定されている園は4割弱となっております。そのような状況を踏まえ、引き続き必要な保育が提供されるよう、利用調整上で、連携施設の設定がない市内施設の卒園児に対する加点調整を行っています。 また、ご指摘の他の保育を必要としている度合いが高い世帯に対する加点との整合性を踏まえたものとしています。</p>
4	<p>保育園利用中の世帯の中でも第2子、第3子の出産を予定されている方が多い。少子化の中で貴重な事だと思いが、兄弟姉妹が他の保育施設と分園になると、通園等で生活が大変になる。無条件にとは言いがたいが、加点の割合を増やすことはできないか？</p>	<p>現行の利用調整基準では、兄弟姉妹の入所については、保護者の方の送迎等の負担軽減に配慮し、同一保育所等への入所を円滑にするために当該保育施設等での利用調整において加点を行うこととしています。新基準では、更に加点の割合を増やしました。割合については、他の指数とのバランスを考慮した配点としています。</p>
5	<p>現行では基本指数算出の基準が勤務時間となっているが、子どもが家庭の保育に欠ける時間(保育所にいる時間)は勤務時間に通勤時間を併せた時間であるため、保育の必要度が高いのは勤務時間+通勤時間が長い子どもと考える。よって、基本指数算出の基準を勤務時間+通勤時間に改める必要がある。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性を認定するにあたっては、あわせて保育必要量の認定を行うものとされており、保育必要量は、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間まで)又は1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間まで)とされています。この制度は法令に基づくもので、全国一律に実施されるものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。 新基準では、通勤時間の負担感を考慮し、新たに自宅から勤務先所在地までの通勤時間が1時間以上である場合に加点調整する項目を設けました。</p>

6	<p>現行の保育調整申込書において、勤務時間＋通勤時間を子どもが保育所にいる時間として記載する欄がある。しかし、実際は保育所にて荷物の片付けや検温等子どもの準備をする時間も必要であるため、こども1人あたり10分程度余分にかかるので預ける子どもが多いほど子供が保育所にいる時間は長くなる。よって、保育所にいる時間は、勤務時間＋通勤時間＋保護者が保育所にいる時間で算出して記載、利用調整時に使用する必要がある。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性を認定するにあたっては、あわせて保育必要量の認定を行うものとされており、保育必要量は、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間まで)又は1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間まで)とされています。この制度は法令に基づくもので、全国一律に実施されるものとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>新基準では、通勤時間の負担感を考慮し、新たに自宅から勤務先所在地までの通勤時間が1時間以上である場合に加点調整する項目を設けました。保育所にいる時間については、園によって状況が異なり、証明も困難で客観的な判断ができないため設定はできません。</p>
7	<p>初めて保育所に預けられる0歳児、1歳児は体調不良で保育所に通えない日、早退する日も多く、長く保育園に預けることはより多く子どもに負担がかかるので、保護者としては0歳児及び1歳児の間は短時間勤務をしたいと考える人は多い。しかし待機児童も依然として解消されていない保育所に入所にくい状況にある中、市の規定(短時間勤務は基本指数が下がる)を考慮し、短時間勤務にせず最初からフルタイムで復帰し、結果子どもに精神的、身体的負担を強いているケースが散見される。また、保育所に預けられる時間が長くなることにより、保育士の人員不足、残業時間過多の負担を強いる一因となっている。育児介護休業法で「3歳に満たない子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければならない」と定められているにも関わらず、吹田市が被雇用者の短時間勤務を妨げる行為は不当であると考え、雇用契約上の勤務時間を基本指数に採用する必要がある。(同一意見 他2件)</p>	<p>国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間とし、時間短縮勤務・育児時間等の取得の有無は問わないものとししました。ただし、時間短縮後の一週あたりの就労時間が35時間未満の場合は、時間短縮後の時間を基に利用調整を行います。</p>
8	<p>指数を細分化するのも、これまで点数差がよくわからないままだったので、わかりやすくなるのを期待します。さらに、利用希望前に認可外施設等に預けている場合の加点調整も各家庭の都合が反映されやすくなるよう、そこも少しは細分化して欲しい(1日の預け時間が長いほど加点、等)です。</p>	<p>国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正しました。</p> <p>利用調整基準については、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきました。今後も、より公平・公正な調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めていきたいと思っております。</p> <p>認可外施設等に預けている時間等については、客観的な比較ができないことが想定されます。基準として、客観的な比較ができないものを採用することは困難です。</p>
9	<p>現在、第一子が認可保育園へ通園しています。他の保護者から兄弟で違う園への通園になってしまった話を聞くと、自分たちにはとても無理だな、と思ってしまいます。出勤前と退勤後に2つの園を行き来していると、必然的に時間も体力も使うことになり、子供と過ごす時間が減ったり、生活リズムが崩れてしまうことは明らかだからです。二人目が欲しい気持ちはありますが、もし第二子の育休明けに兄弟が別園になってしまったら考えると、夫婦の精神的にも体力的にも躊躇してしまいます。金銭的には問題なくても、妻の持病と夫婦の年齢的にはそんなに時間はないので、兄弟が別園になる確率が低くならない限り、二人目は諦めようかと考えていました。今回の改正次第で来年度以降、再考できるかも、と希望を持っています。ぜひ、兄弟が同じ保育園に通える確率が少しでも高くなるような利用調整基準にしていきたいです。(同一意見 他1件)</p>	<p>現行の利用調整基準では、兄弟姉妹の入所については、保護者の方の送迎等の負担軽減に配慮し、同一保育所等への入所を円滑にするために当該保育施設等での利用調整において加点を行うこととしています。新基準では、更に加点の割合を増やし、同一保育所等だけでなく、市内の認可保育所等に在園している兄弟姉妹がいる際も加点の対象としています。</p>

10	<p>就学前までに入れる保育園に通える子どもは3歳の転園がなく、一度在園できると継続児童となります。小規模園の2歳卒園児は3歳で転園しなくてはならず、その時に必ず転園出来るように調整指数を基本指数の最大にするなどし、3歳から新規利用申し込みをする児童との差をしっかりと付けてください。 (同一意見 他14件)</p>	<p>引き続き必要な保育が提供されるために、利用調整上で、連携施設の設定がない市内施設の卒園児に対する加点調整を行っています。 新基準では更に調整指数の割合を増やし、また、連携施設の設定があっても遠方の園等で、通園等で負担になる場合もあるため、新たに連携施設を希望せずに別の施設を申し込んだ際にも加点調整をする項目を設けました。ただし、連携施設の設定がある場合は、一定の必要な保育の確保がされているため、指数差は設けています。</p>
11	<p>就労の時間数の区分を細分化することだが近隣他市では1時間きざみ/1日が標準となっているので同様のものにしてほしい。 (同一意見 他6件)</p>	<p>国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正しました。 利用調整基準については、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきました。今後も、より公平・公正な調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めていきたいと思ひます。</p>
12	<p>近年は共働きも増加しているので勤務時間関係なく必要性をより公平平等に評価してほしいです。</p>	<p>国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、より時代に即したものに改正しました。 利用調整基準については、昨今の経済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなるように検討してきました。今後も、より公平・公正な調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めていきたいと思ひます。</p>
13	<p>非正規であるがゆえに1日の勤務時間が定められており、それをこえて働く必要がある際は全て超過勤務という位置付けである。雇用形態による指数差を廃止頂く際はぜひ月の労働時間が超過勤務を加味できる内容で判定を行ってほしい。</p>	<p>国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、就労時間の算定根拠は雇用契約上の就業時間とします。仮に時間外労働を就労時間の算定根拠に含めようとする場合、客観的な比較ができないことが想定されます。基準として、客観的な比較ができないものを採用することは困難ですので、時間外労働を就労時間の算定根拠に含めることはできません。</p>

(3)雇用型勤務における雇用形態(正規・非正規)による指数差の廃止【全6件】

1	雇用形態の指数差を無くすべきではないが、もし指数差をつける必要があるのであれば、「勤務時間」だけでなく、「通勤時間」も考慮した「勤務時間+通勤時間=保育時間」で指数差をつけてもらいたい。遠方へ通勤している正社員が不利にならないようにしてもらいたい。 (同一意見 他3件)	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では、雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数判定を行うこととします。 新基準では、通勤時間の負担感を考慮し、新たに自宅から勤務先所在地までの通勤時間が1時間以上である場合に加点調整する項目を設けました。
2	正社員・契約社員・派遣社員・パートなど、という文章の中に、パートに続けて「アルバイト」を加える。多様な形態の働き方により具体的に示すため。	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では、雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数判定を行うこととします。 新基準では、「雇用型勤務」という表現を使用しており、その中には多様な雇用形態として、「アルバイト」も含んでいると認識しています。
3	正規雇用と非正規雇用で勤務時間が同じであれば、点数も変わらずにしてほしい。書類を提出する時点で勤務先を決定していない派遣の仕事への考慮をしてほしい。	国が推進する「働き方改革」による働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況等を踏まえ、新基準では、雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数判定を行うこととします。 提出書類の期限は皆様同じであり、公平・公正な利用調整を行ううえでも期限の猶予は一切できません。同じ時点で作された書類での利用調整となります。

(4) 他市在住の保育士等の優先利用の拡大【全67件】

1	他市在住の保育士等の優先利用の拡大の項目で、保育士不足は私立のみでなく、公立でも保育士不足は深刻です。公私関わらず保育所だけでなく、人手不足が深刻な介護施設も含めて、福祉施設で働く人への加点をすべきである。	昨今の保育士等不足の影響もあり、現在、市内の認可保育所等、特に私立保育所等で保育士等の確保が非常に困難な状況の中で、本市としてはさらに踏み込んだ形で、吹田市内の私立保育所等に勤務する他市在住の保育士等まで加点調整を行います。 保育士等が確保できないことにより、本来の定員まで受け入れることができなくなり、結果として待機児童を発生させてしまう要因の一つとなっています。よって、保育士等への利用調整上の加点調整については、待機児童解消対策の一環として行うものです。その他の職種については、待機児童解消対策として位置付けられず、加点調整は検討していません。
2	このたびの保育所等利用調整基準の改正案では、保育士等の優先利用の拡大が謳われていますが、この保育士等の範囲に吹田市内の私立幼稚園で勤務する幼稚園教諭も含めるべきであると考えます。吹田市において、待機児童問題は重要な政策課題であり、その解消のために待機児童解消アクションプランを策定して、全市的な取り組みを進めていることは周知のことです。そのアクションプランの一つに私立幼稚園の長時間預かり保育の充実があり、市独自の助成制度が設けられて一定の成果をあげています。私立幼稚園が行う長時間預かり保育は、吹田市の待機児童解消に寄与するものである一方、現下の人材確保の難しさは保育園も幼稚園も同様です。近隣他市が、市を挙げて保育士等の確保に乗り出している中で、吹田市も公私幼保にこだわらずに人材確保のための様々な方策を講じる必要があります。	吹田市では、今年度小規模保育施設等の卒園児の増加、また保育料無償化の影響もあり、3歳児については、保育所等へ入所できなかった児童数が他の歳児に比べ、大幅に増加しました。しかし、3歳児であるため幼稚園等へ進級された児童が多く、待機児童としてはカウントはされませんでした。そのため、幼稚園教諭に対する優先利用については、待機児童解消の一助となっていること、幼稚園教諭の確保も困難な現状であることを踏まえ、新基準より市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭に対する加点調整を行います。 ただし、特に待機児の多い1～2歳の枠に寄与する保育士等とは、一定の指数差を設けています。
3	骨子案には、「他市在住の保育士等の優先利用の拡大」とあるが、吹田市内在住で、吹田市外の園に勤務する保育士への加点は設定されるか？設定された場合、吹田市だけが行うと、保育人材が他市に流出していく懸念があるが、他市とは同じ対応となるように協議とかを行っているか？また、「他市在住で市内幼稚園に勤める幼稚園教諭」に対する加点はあるか？	吹田市内在住で、吹田市外の園に勤務する保育士への加点は現時点では設定しません。もし、設定した場合、吹田市だけが行うと、保育人材が他市に流出していく懸念があります。近隣各市が足並みを揃えて同時に行う場合には検討を行います。 また、幼稚園での3歳児の受入れは、待機児童解消の一助となっており、幼稚園教諭の確保も困難な現状を踏まえ、新基準より市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭に対する加点調整を行います。
4	保護者が保育関係者であった場合の加点をもっと高くすべきではないでしょうか。まず保育士の確保を。現在、保育関係、児童関係はどこも人が足りないと聞いています。それらの仕事に従事している方々のお子さんを優先的に保育所に入れるようにすることが、保育の充実、待機児童の減少に直接繋がるのではないのでしょうか。また、小学校の学童保育の先生や地域の児童センターの職員に関しても同じように加点をすべきだと思います。 (同一意見 他61件)	昨今の保育士等不足の影響もあり、現在、市内の認可保育所等、特に私立保育所等で保育士等の確保が非常に困難な状況の中で、本市としてはさらに踏み込んだ形で、吹田市内の私立保育所等に勤務する他市在住の保育士等まで加点調整を行います。 保育士等が確保できないことにより、本来の定員まで受け入れることができなくなり、結果として待機児童を発生させてしまう要因の一つとなっています。よって、保育士等への利用調整上の加点調整については、待機児童解消対策の一環として行うものです。その他の職種については、待機児童解消対策に資する幼稚園等の幼稚園教諭を除き、待機児童解消対策として位置付けられず、加点調整は検討していません。

5	<p>他市在住の保育士を優遇するのであれば、市民の待機児をゼロにできてからにしてください。現行の制度もギモンでしたが、職業による不公平はおかしいと思います。</p>	<p>保育士等が確保できないことにより、本来の定員まで受け入れることができなくなり(例えば、保育士1人につき0歳児ならば3人、1歳児なら6人受入れ可となる)、結果として待機児童を発生させてしまう要因の一つとなっています。</p> <p>よって、保育士等の利用調整上の加点調整については、待機児童解消対策の一環として行っており、現在も待機児童が解消となっていないため、加点調整を継続します。</p>
6	<p>この制度は不要。保育士確保が目的なら、吹田市に居住した場合の手当てを上げるなど方法はいくらでもある。</p>	<p>保育士等が確保できないことにより、本来の定員まで受け入れることができなくなり(例えば、保育士1人につき0歳児ならば3人、1歳児なら6人受入れ可となる)、結果として待機児童を発生させてしまう要因の一つとなっています。よって、保育士等の利用調整上の加点調整については、待機児童解消対策の一環として行うものです。</p> <p>吹田市では保育士確保策の一環として、市内の保育所又は認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業(以下、施設)を運営する法人が、雇用する保育士(認定こども園においては保育教諭。)を、法人が借り上げた宿舎(原則として、市内の宿舎が対象)に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助しています。</p> <p>しかしながら、現在も市内の認可保育所等、特に私立保育所等で保育士等の確保が非常に困難な状況にあります。本市としてはさらに踏み込んだ形で、他市在住の保育士等まで加点調整を行います。</p>

<b>(5)その他【全1件】</b>		
1	よく分からない。十分な説明を。	今回は改正の骨子案の段階でパブリックコメントとして、市民の皆様から御意見を伺うものです。新基準については、令和元年8月中に、今回いただいたご意見を踏まえて内部協議を行い、令和元年9月1日から施行します。施行後は、引き続き不明点等の質問に答えてまいりますので御理解願います。
<b>骨子案以外の意見【全12件】</b>		
意見募集案件の対象外の内容であるため、掲載は省略させていただきます。貴重な御意見をありがとうございました。		